

## 依頼者プレッシャー通報制度の概要

(鑑定評価監視委員会規程第2条第1号の所掌事項)

依頼者プレッシャーとは、依頼者が行う、一定の鑑定評価額の強要・誘導や妥当性を欠く評価条件の設定の強要等をいう。

### 【(1) 不当な働きかけについて】

- 自ら実施した又は実施しようとしている評価案件において、評価内容に関する不当な働きかけを依頼者から受けた場合
- 他者が実施した又は実施しようとしている評価案件において、評価内容に関する不当な働きかけを依頼者から受けている可能性がある又は今後受けるおそれがある案件を確認した場合

※ 不当な働きかけとは、依頼者プレッシャーと同義で、依頼者が行う、一定の鑑定評価額等の強要・誘導や妥当性を欠く評価条件の設定の強要等をいう。

